



戦略的創造研究推進事業 総括実施型研究

ERATO（委託研究契約）

Exploratory Research for Advanced Technology

平成 28 年度版 委託研究事務処理説明書 補足資料

●ERATO（委託研究契約）の具体的な事務処理については、原則として、戦略的創造研究推進事業の委託研究契約に係る書類（事務処理説明書・様式等）を使用していただきますが、一部取扱が異なるため、本資料において、ERATOの概要、プロジェクトの運営体制、ERATO固有の取扱い等について補足します。

●戦略的創造研究推進事業 委託研究契約にかかる書類は以下に掲載しております。報告書等の作成等に当たっては、必ず下記URLからダウンロードの上、所定の電子ファイルをご使用ください。

<http://www.jst.go.jp/kisoken/contract/top2.html>

大学等

【目次】

「ERATO」について.....	3
1. 総括実施型研究（ERATO）の概要	3
2. 総括実施型研究（ERATO）の運営体制	3
3. 総括実施型研究（ERATO）における用語の説明	4
4. 委託研究事務処理説明書本文中のCREST等との相違点.....	5

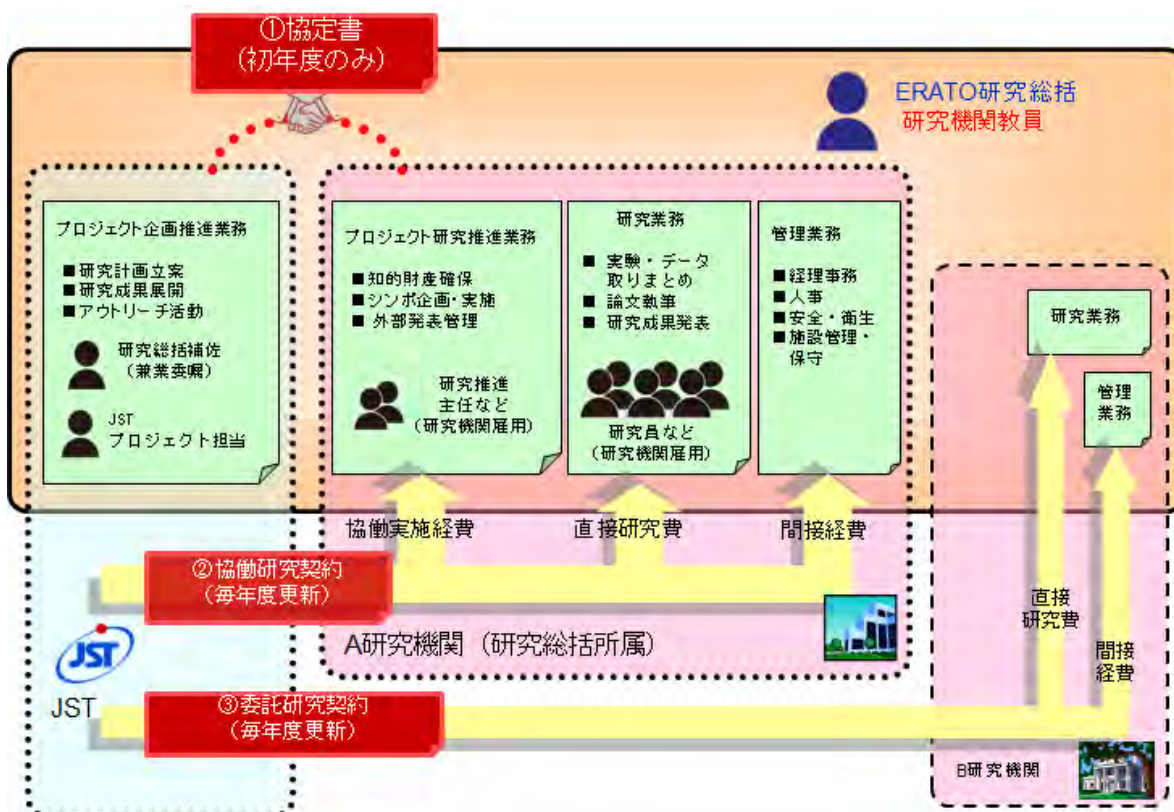
「ERATO」について

1. 総括実施型研究（ERATO）の概要

ERATOでは、採択された研究者が研究総括として、戦略目標達成に向けて、分野を超えた研究者を集め、プロジェクト体制を構築します。そのプロジェクトにおいて既存の研究の延長線上や大規模化ではない、新たな視点を盛り込んだ挑戦的な研究を自ら実施するものです。10～15年後に新たな科学技術分野への展開や、新産業の創出が期待できる革新的な科学技術の芽あるいは将来の新しい流れを生み出す研究となることが期待されています。

JSTでは、採択された研究者にプロジェクトの研究総括を委嘱するとともに、研究総括が所属する研究機関、及び必要に応じて他の研究機関とともに協働してプロジェクトを設置・運営することをうたった「協定書」及び「協働研究契約」を締結し、研究機関とJSTで協働してプロジェクトの設置・運営を行います。

2. 総括実施型研究（ERATO）の運営体制



<図：ERATOプロジェクトの運営体制>

研究総括所属機関では、協働研究契約に基づき、研究業務の他、研究推進業務、研究環境整備及び経理事務等の管理業務が行われます。JSTでは企画推進業務を担当し、研究総括所属機関の研究推進業務担当者と連携することで、仮想的なプロジェクトヘッドクォーター（headquarters: HQ）の体制を構築します。また研究総括の所属先の研究機関だけでなく、必要に応じて他研究機関にプロジェクトのブランチが設置される場合もあります。プロジェクトヘッドクォーターは、研究機関、及びJSTのプロジェクト担当者によって構成され、プロジェクトの運営で研究総括の補佐を担う中心的な組織となります。プロジェクト研究実施の一環として、必要に応じて、研究総括所属先以外の研究機関において委託研究を実施する場合があります、ERATOにおける「委託研究契約」とは原則としてこの契約を指します（図参照）。

3. 総括実施型研究（ERATO）における用語の説明

研究総括	選考によって選ばれるプロジェクトのリーダー。協働研究を中心的に行うと共にプロジェクト全体のマネージメントを行う研究者
プロジェクトについて	
主たる実施場所	研究総括が所属する研究機関に独立した研究実施拠点を開設し、研究人材や研究設備を集めて集中的に研究を推進する
協働実施方式	プロジェクト実施に際し、研究機関は研究業務・研究推進業務・研究環境整備及び経理事務等の管理業務を担当し、JSTは企画推進業務を担当する。これを協働実施方式と呼称
HQ（ヘッドクォーター）	ヘッドクォーター、headquarters: HQ。プロジェクトにおける「研究推進・企画推進」機能を担う仮想的な体制。プロジェクトの運営において研究総括を補佐する中心的な組織として、研究機関とJSTが共同で設置する。研究機関（研究推進業務担当者）とJST（プロジェクト担当者）が連携することで、仮想的なHQの体制を構築する ※場所を特定せず機能のみ定義する用語。ただし機能の性質から、通常、研究総括が所属する研究機関内の、研究を実施する区画や研究参加者の居室等に近接して設置することを想定
ブランチ	研究総括が所属する研究機関以外に研究グループを設置し、かつHQと同様の体制を構築する場合の呼称
委託研究の実施	必要に応じ、研究総括が所属する研究機関以外の研究機関において、委託研究を実施する
プロジェクトの構成	研究実施場所が複数の研究機関に渡って存在する場合、それら研究機関の全てによって「プロジェクト」が構成される ※例えば「HQ設置機関」「ブランチ設置機関」「委託研究契約締結機関」が存在する場合を想定
HQの人員（研究機関の研究推進業務担当者とJSTのプロジェクト担当者によって編成）	
研究総括補佐	プロジェクト運営において研究総括を補佐する人員。通常、研究員もしくは研究推進主任による兼務を想定。JSTから職位の委嘱を受ける
研究推進要員	HQの研究推進業務に従事する人員。「研究推進員」及び「研究推進主任」の総称。協働実施経費によって雇用される研究機関の職員
JSTプロジェクト担当者	研究機関と連携して企画推進業務を行うJST職員。研究機関と協力してプロジェクトの円滑な運営体制を構築することを目的として、プロジェクトの立ち上げ期間中、HQに派遣される。派遣終了後はJST本部において引き続き業務を行う

4. 委託研究事務処理説明書本文中のCREST等との相違点

ERATOにおける委託研究契約の具体的な事務処理については、原則として、戦略的創造研究推進事業の委託研究契約事務処理説明書（以下、委託説明書）・様式を使用させていただきますが、一部取扱い異なります。

以下、ERATO委託研究固有の取扱い等について補足します。

- 1) 「Ⅱ. 委託研究契約の概要」「3. 委託研究契約に係る書類」「2. 変更契約書」について以下を追加。

[委託説明書 P9]

・ ERATOにおいては、以下の場合に該当する変更は原則生じません。

- 2) ③ 評価等の結果により契約期間を変更する場合

- 2) 「Ⅲ. 委託研究費の執行について」「3. 直接経費について」「③人件費・謝金」について以下を追加。

[委託説明書 P14-15]

viii) 専従研究員・技術員の研究機関等の業務への従事、科研費等のファンドへの応募について

- ・ 専従の研究員・技術員でも、当該研究に資すると判断できる場合、人件費を按分することなく研究機関等の研究教育業務に参加できる場合があります。
- ・ また、科研費等のファンドへの応募について、必要な条件を満たしていれば、研究員、技術員が科研費等外部ファンドを受けることも可能です。
- ・ いずれも下記 a) ～ c) の条件を全て満たすことが条件です。

・ 条件についてご確認のうえ、JSTのPJ担当までご連絡ください。

※非専従で参加する研究員・技術員は除外します。

- a) 研究機関等で従事する研究教育業務が、当該研究の推進に支障がなく、当該研究に資すると認められるもの
- b) 研究員・技術員の本協働研究への専従時間が当該員の全業務時間に対して十分に確保されていること（全業務時間のおよそ80%以上を目安とします）
- c) 研究機関所属の研究担当者（研究代表者）、当該研究員・技術員が同意していること

*** 留意事項**

- ・ 研究機関等の研究教育業務を実施するにあたっては、事前に「人件費特例適用申請書」（経理様式 E-①）を用いて、研究総括の同意を得てください。その際、研究資金名や年度毎の金額、人件費（給与等）の措置の有無、研究活動計画、当該プロジェクト研究との関連性について、わかりやすく記載してください。研究総括から「人件費特例適用申請回答書」（経理様式 E-②）を用いて承諾の回答が得られた場合のみ、他の研究教育業務を行うことができます。研究総括の承諾を得て実際に他の研究教育業務を実施した場合、申請期間中の毎年度終了時、及び経理様式 E-①に記載した申請期間終了時に「人件費特例適用報告書」（経理様式 E-③）を用いて活動実績を報告してください。なお、これらの書類はプロジェクトヘッドクォーターにて管理することとします。

注) 上記の経理様式が必要な場合、JSTに連絡をしてください。様式を送付します。

以上